

○一関工業高等専門学校企画会議規則

(平成17年7月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第26条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校企画会議（以下「企画会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 企画会議は、校長を補佐するとともに、校長の指揮に基づき、本校全体に係る重要事項について、企画・立案し、連絡調整を図ることを目的とする。

2 企画会議は、次の事項を審議するものとする。

- 一 外部資金の受入に関すること。
- 二 予算配分、予算執行及び監査に関すること。
- 三 概算要求の基本的事項に関すること。

(組織)

第3条 企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 校長補佐
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 校長は、企画会議を招集し、その議長となる。

2 企画会議は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要がある場合には、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 校長が必要と認めた場合には、第3条各号に定める委員以外の者を企画会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第6条 企画会議の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、企画会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校財務委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。